

○東京経済大学学費取扱規程

1996年4月1日

制定

改正 1998年4月1日

2004年4月1日

2006年9月21日

2008年4月1日

2009年4月1日

2012年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、東京経済大学学則に基づき、学費の取扱について定めるものとする。ただし、東京経済大学大学院の学費の取扱については、別に定める。

(学費の定義)

第2条 この規程でいう学費とは、入学登録料、授業料、教育充実費、在籍料（休学者を対象とする。）をいう。

(学費の収納)

第3条 学費の収納は、銀行振込により行う。

(学費の納期)

第4条 学費の納期は、東京経済大学学則により第一納期を4月1日から4月15日まで、第二納期を9月16日から9月末日までとする。

2 第1項の定めにかかわらず学費の年額を一括して第一納期に収納することができる。

3 入学時納入金（入学登録料、第一納期の授業料・教育充実費）は、その手続期間に収納する。

(学費未納による退学の取消における納期)

第5条 学費未納による退学の取消における納期は、学籍取扱規程第16条によるものとする。

(学費の延納)

第6条 第4条第1項の定めにかかわらず、やむを得ない事情があるときは願い出により延納を認めることができる。ただし、在籍料の延納は認めない。

2 延納の時期は、第一納期については8月末日、第二納期については2月末日まで認める。

(学費の督促)

第7条 納期までに学費を納付しないときは、延納を許可した者を除き、各納期後2カ月以内に第一回目の督促を、さらに1カ月後に第二回目の督促を保証人に対して行う。ただし、特に必要と認めるときは、学生に督促するものとする。

(休学者の学費)

第8条 休学者は、学費として在籍料を納付するものとし、願い出の日により次のとおりとする。

ただし、この取扱いは、入学時には適用しない。

願い出の日	4月15日まで	4月16日～5月末日まで
区分		
通年休学者	授業料及び教育充実費年額を免除する。ただし、在籍料年額を徴収する。	第二納期分の授業料及び教育充実費を免除する。ただし、第二納期分の在籍料を徴収する。
第一学期休学者	第一納期分の授業料及び教育充実費を免除する。ただし、第一納期分の在籍料を徴収する。	第一納期分の授業料及び教育充実費の免除は行わない。
願い出の日	9月末日まで	10月1日～11月15日まで
区分		
第二学期休学者	第二納期分の授業料及び教育充実費を免除する。ただし、第二納期分の在籍料を徴収する。	第二納期分の授業料及び教育充実費の免除は行わない。

(卒業延期者の学費及び納期)

第9条 卒業延期者の学費は、東京経済大学学則に定める在籍料相当額とする。ただし、2007年度以前に入学した者については2008年度入学生が納めるべき在籍料相当額とする。

- 2 卒業延期者のうち履修登録を希望する者は、前項のほかに履修登録科目数に応じた科目等履修料相当額を授業料として納付する。
- 3 卒業延期を許可された者は、その手続期間に在籍料相当額を納付する。
- 4 卒業延期者のうち履修登録を希望する者は、履修登録期間内に履修登録科目数に応じた科目等履修料相当額を納付する。

(願い出による退学者の学費)

第10条 願い出による退学を許可するときは、願い出の日が4月16日以降（新入生については4月1日以降）の場合は、第一納期の学費（新入生については入学時納入金）を徴収する。また、10月1日以降の場合は第二納期の学費を徴収する。

(除籍者の学費)

第11条 死亡又は行方不明の届け出による除籍のときは、届け出の日が4月16日以降（新入生については4月1日以降）の場合は、第一納期の学費（新入生については入学時納入金）を徴収する。また、10月1日以降の場合は、第二納期の学費を徴収する。

2 前項の定めにかかわらず、除籍者の未納学費は事情により免除することができる。

(留年者の学費)

第12条 留年者の学費は、授業料については次の額とし、その他の学費については前年度の額とする。

- (1) 在籍期間に、授業料が改定される者  
前年度の額に、授業料の改定増額を加えた額とする。
- (2) 在籍期間に、授業料が改定されない者  
前年度の額とする。

(9月卒業者の学費)

第13条 9月卒業者の学費は、当該学生が納入すべき学費年額の2分の1の額とする。

(転部者の学費)

第14条 転部者の学費は、次のとおりとする。

- (1) 入学登録料  
転部者については、これを徴収しない。
- (2) 授業料、教育充実費及び在籍料  
転部した学部当該年次生が納付すべき額とする。

(編入学者及び学士入学者の学費)

第15条 編入学者及び学士入学者の学費は、次のとおりとする。

- (1) 入学登録料
  - ① 本短期大学部からの編入学者及び本大学からの学士入学者については、当該学部の新入生が納付すべき額の2分の1の額とする。
  - ② 他校からの編入学者及び学士入学者については、当該学部の新入生が納付すべき額とする。
- (2) 授業料及び教育充実費  
当該学部の新入生が納付すべき額とする。
- (3) 在籍料  
在籍料については別に定める。

(再入学者の学費)

第16条 再入学者の学費は、次のとおりとする。

- (1) 入学登録料  
当該学部の新入生が納付すべき額の2分の1とする。
- (2) 授業料及び教育充実費  
当該学部の新入生が納付すべき額とする。

(3) 在籍料

在籍料については当初の入学年度に従い、別に定める額とする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、大学運営会議が行い、代議員会に報告する。

付 則

この規程は、1996年（平成8年）4月1日から施行する。

付 則

この規程は、1998年（平成10年）4月1日から改正施行する。

付 則

この規程は、2004年（平成16年）4月1日から改正施行する。

付 則

この規程は、2006年（平成18年）9月21日から改正施行する。

付 則

1 この規程は、2008年（平成20年）4月1日から改正施行する。

2 この規程は、2008年度（平成20年度）第1年次、2009年度（平成21年度）第2年次転部、2010年度（平成22年度）第3年次編入学、学士入学及び転部より適用する。

付 則

この規程は、2009年（平成21年）4月1日から改正施行する。

付 則

この規程は、2012年（平成24年）4月1日から改正施行する。